



2023年5月18日

各 位

会 社 名 日 総 工 産 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長執行役員兼CEO 清水 竜一
(コード番号：6569 東証プライム市場)
問 合 せ 先 常務執行役員兼CFO 早川 直規
(TEL. 045 - 514 - 4323)

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年6月28日開催予定の第43回定時株主総会での承認を前提として、現在の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行することを決議するとともに、同定時株主総会に「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」において別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

- ①取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員会を取締役会の構成員とすることで、取締役会の監査・監督機能の強化を図るとともに、コーポレート・ガバナンスのより一層の充実を図ります。
- ②重要な業務執行の決定権限を取締役会から取締役へ委任できるようにすることで、取締役会の適切な監督のもとで、経営の意思決定及び業務執行の更なる迅速化を図ります。

(2) 移行の時期

2023年6月28日開催予定の第43回定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款一部変更

(1) 変更の目的

監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除を行うとともに、業務執行の決定の委任に関する規定の新設等を行うものであります。

また、上記に伴う条数の修正、規定及び文言の加除及び修正、その他所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

(3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	2023年6月28日(水)(予定)
定款変更の効力発生日	2023年6月28日(水)(予定)

以 上

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条（条文省略）</p> <p>（機関）</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人 <p>第5条（条文省略）</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条（現行どおり）</p> <p>（機関）</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> 3. 会計監査人 <p style="text-align: right;">（削除）</p> <p>第5条（現行どおり）</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第9条（条文省略）</p> <p>（株主名簿管理人）</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。 <p>（株式取扱規程）</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱いおよびその手数料等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第9条（現行どおり）</p> <p>（株主名簿管理人）</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会または取締役会の決議によって<u>委任を受けた取締役</u>が定める。 ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。 <p>（株式取扱規程）</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱いおよびその手数料等については、法令または本定款のほか、取締役会または<u>取締役会の決議によって委任を受けた取締役</u>において定める株式取扱規程による。</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第12条（条文省略）</p> <p>（招集権者および議長）</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、その議長となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ② <u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。 <p>第14条～第17条（条文省略）</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第12条（現行どおり）</p> <p>（招集権者および議長）</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会が定めた取締役</u>が招集し、その議長となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ② <u>前項の取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。 <p>第14条～第17条（現行どおり）</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数) 第18条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選任方法) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>② 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 <u>代表取締役</u>は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役社長、取締役会長のほか、必要に応じて取締役副社長、専務取締役および常務取締役を選定することができる。なお、取締</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数) 第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。</p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>④ <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期) 第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ 補欠または増員のため選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、他の在任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了する時までとする。</p> <p>④ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 <u>取締役会</u>は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から<u>取締役会長、取締役社長</u>を選定することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>役社長は当会社を代表する。</p> <p>③ <u>取締役会の決議によって、取締役社長以外に、前項の役付取締役の中から代表取締役を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>② <u>取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および<u>各監査役</u>に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</p> <p>② <u>取締役および監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって作成し、出席した<u>取締役および監査役</u>は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>② 前条第2項の取締役会決議に関する議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第28条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、その議長となる。</u></p> <p>② <u>前項の取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</p> <p>② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第24条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>② 前条第2項の取締役会決議に関する議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第29条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(執行役員)</p> <p>第 29 条 <u>取締役会は、その決議によって執行役員を選定し、当会社の職務を分担して執行させることができる。なお、執行役員の選定、退任、職務、任期等については、取締役会において定める執行役員規程による。</u></p> <p>第 5 章 <u>監 査 役 お よ び 監 査 役 会</u></p> <p>(員数)</p> <p>第 30 条 <u>当会社の監査役は、4 名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 31 条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 32 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第 33 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 34 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査役の実員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第 35 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録)</p>	<p>(執行役員)</p> <p>第 30 条 <u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役は、執行役員を選定し、当会社の職務を分担して執行させることができる。なお、執行役員の選定、退任、職務、任期等については、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める執行役員規程による。</u></p> <p>第 5 章 <u>監 査 等 委 員 会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>第 36 条 <u>監査役会の議事録は、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p>	
<p>(監査役会規程)</p>	(削除)
<p>第 37 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	
<p>(報酬等)</p>	(削除)
<p>第 38 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	
<p>(監査役の責任免除)</p>	(削除)
<p>第 39 条 <u>当会社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	
<p>② <u>当会社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	
<p>(新設)</p>	(常勤の監査等委員)
<p>(新設)</p>	<p>第 31 条 <u>監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	(監査等委員会の招集通知)
<p>(新設)</p>	<p>第 32 条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	(監査等委員会の決議方法)
<p>(新設)</p>	<p>第 33 条 <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、その出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<u>(監査等委員会の議事録)</u> 第 34 条 <u>監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会規程)</u> 第 35 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
第 6 章 会 計 監 査 人	第 6 章 会 計 監 査 人
第 40 条および第 41 条 (条文省略)	第 36 条および第 37 条 (現行どおり)
(会計監査人の報酬等) 第 42 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役会</u> の同意を得て定める。	(会計監査人の報酬等) 第 38 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。
第 43 条 (条文省略)	第 39 条 (現行どおり)
第 7 章 計 算	第 7 章 計 算
第 44 条～第 47 条 (条文省略)	第 40 条～第 43 条 (現行どおり)
(新設)	<u>附則</u>
(新設)	<u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 第 1 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 43 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u>